

## 【民事介入暴力と人権擁護】

## 1 弁護士会内の委員会

弁護士会では、様々な活動のために委員会を設置しています。例えば、人権を守る活動を行う人権擁護委員会、刑事弁護に関するシステム整備などを行う刑事弁護センター運営委員会、法律相談業務の企画や運営を行う法律相談センター運営委員会などです。弁護士は、弁護士法1条1項において「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」とされており、その目的を果たすため、同じ問題意識を有した弁護士が集まって、様々な活動を行うのですが、それを弁護士会内で組織化したものが委員会ということになります。



仲里 建良 弁護士

これまで民暴弁護士だよりを執筆してきた弁護士は、いずれも埼玉弁護士会内で設置されている民事介入暴力対策委員会（以下「当委員会」と言います。）の委員です。既にこれまでもご紹介されていたかと思われませんが、当委員会は暴力団をはじめとする反社会的勢力等による民事介入事案に対処する委員会です。私は埼玉弁護士会内で複数の委員会に入っておりますので、今回は、埼玉弁護士会内における当委員会の存在についてお話しをし、当委員会の活動と私達弁護士が護らなければならない「基本的人権」との関係について少しお話しをしたいと思います。

## 2 埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

当委員会は実働型の委員会です。実際に事件を担当し、民事介入暴力への対処に関する様々な活動を埼玉弁護士会の窓口として行います。弁護士会内には、法制度の研究を行う委員会や、弁護士会の存立のために必要な内部事項を担当する委員会がありますがこうした委員会とは毛色が違ってきます。

このように、事件を共同して行い、同じ目的のために活動をする関係性もあることから、当委員会における委員の関係が非常に良好です。毎月開催される委員会の後には必ず懇親会が開催されており、委員の連帯はますます強くなっています。私が所属している諸委員会の中では、1、2を争う程、関係性の濃い委員会で、非常に所属していることの良さや心強さを実感できる委員会であると考えています。ちなみに弁護士会内では関係性が濃くない委員会とか、委員の関係が良くない委員会とかもあるのですか、と問われましたら、まあ、その、弁護士の世界も単純ではないのです、とお答えするところです。

また、私達弁護士は、刑事弁護を担当する際には冤罪を防止し、あるいは行為に相応した適切な扱いを求めるためにも、時に警察組織と対立することがあります。その

ため刑事弁護関係の委員会は権力と対峙する覚悟から、警察組織と一定の距離を置く立場にあります。しかしながら、当委員会は民事介入暴力への対処のため警察組織と密接共同に連携していくべき立場にあり、その意味で、弁護士会内では独特の立ち位置にあります。

### 3 民事介入暴力と人権擁護

民事介入暴力への対処ということは、当委員会は暴力被害者に対する救済を業とする点で、人権擁護活動を行っていることとなります。しかしながら他方で、どうしても対峙する相手が、暴力団に所属しあるいはその密接関連者となることがほとんどであることから、当委員会の活動は、属性により差別をしているのではないか、法の下での平等に反する活動ではないか、と採られることもあります。この点には少し誤解があると思います。日本弁護士連合会では、民事介入暴力を「民事執行事件、倒産事件、債権取立事件その他の民事紛争事件において、当事者又は当事者代理人若しくは利害関係人が他の事件関係人に対して行使する暴行、脅迫その他の迷惑行為及び暴行脅迫、迷惑行為の行使を示唆又は暗示する一切の言動並びに社会通念上、権利の行使又は実現のための限度を超える一切の不相当な行為」と定義しています。すなわち、行為者の属性ではなく、行為内容に着目しているのです。そして、行為内容に着目して対処するという点で、当委員会の活動は、行為者の属性により差別をしているわけではありません。そういう意味では、属性に着目して対処せざるを得ない警察組織とは若干立ち位置が異なるとも言えますね。

### 4 これからの課題について

近時、暴対法の改正、全国各地での暴排条例の制定や警察・暴追センター・弁護士会の活動によって、反社会的勢力の暴力的・脅迫的活動は徐々に縮小されてきているように思います。この流れが今後も続けば、反社会的勢力の活動では生活が出来ず、反社会的勢力から離脱する者が増えていくのではないのでしょうか。人権擁護の観点からすれば反社会的勢力からの離脱者が法に反せず、真っ当に生活していく道を作ることが必要ではないか、と考えます。民事介入暴力対策と人権擁護のこれからの課題として、さらに検討を進めていくべき事項ではないかと考える次第です。

#### 寄稿者

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目7番6号武笠ビルⅡ3階  
仲里建良法律事務所 ☎048-764-9661  
埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会 委員  
仲里 建良 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.114」から編集したものです。